

警備業の個人の資格に係る申請を東京都公安委員会にする皆様へ

【複数同時申請時の申請者の皆様の負担軽減措置（拡大）について】

1 現在の負担軽減

当庁では、警備業の個人の資格にかかる同一種別の申請において、複数・同時に行われる場合の申請で重複する添付書類は、原本を申請書のいずれかに1通添付していれば、他の申請書の添付書類はコピーを可とする運用をしています。

例えば、1～4号の指導教育責任者資格者証の交付申請を同時に行う場合、添付書類（診断書・登記されていないことの証明書・住民票の写し・身分証明書・履歴書・誓約書）は、いずれかの申請書に原本が1通添付されていれば、他の申請書への添付書類は原本のコピーで可としています。

2 平成26年11月1日から新たな負担軽減を実施します。

上記の運用は、現在まで都道府県警察ごとの判断で行われていて、バラつきがありました。11月1日からは、警察庁の通達に基づいて、適用範囲を拡大して、全国的に次の運用が行われることになりました。

種別が異なる同時申請の場合においても、同様の負担軽減を図ります。

例えば、

○警備員指導教育責任者資格者証と検定合格証明書

○機械警備業務管理者資格者証と警備員指導教育責任者資格者証

など、種別の全く異なる同時申請においても、重複する添付書類（内容の異なる誓約書を除く。）は、コピーを可とします。

ただし、診断書については、種別によって診断項目が異なりますのでご注意ください。なお、検定合格証明書用の診断書は、全ての申請に使用することができ、機械警備業務管理者用については、検定合格証明書用に使うことができませんが、指導教育責任者用として使用することができます。

		同時申請しようとするもの		
		各級各業務種別 検定合格証明書	機械警備業務 管理者資格者証	各警備業務区分 警備員指導教育 責任者資格者証
診断書 の 原 本	検定合格者用	コピー可	コピー可	コピー可
	機械警備業務管理者用	不可	—	コピー可
	警備員指導教育責任者用	不可	不可	コピー可

数式的に表しますと、

「検定合格証明書用 > 機械警備業務管理者用 > 指導教育責任者用」
となります。

3 本負担軽減措置は、交付申請時のほか、書換え申請時にも適用されます。

本件に関する問合せ先
警視庁生活安全総務課防犯営業第一係
03-3581-4321（警備業担当）